

本人通知制度とは？

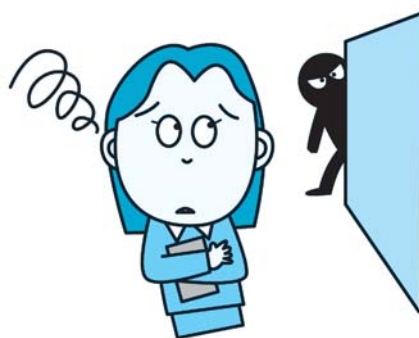
1. なぜ この制度ができたのですか？

本人通知制度とは、誰かがあなたの戸籍や住民票などを取得したとき、その事実をあなたにお知らせする制度です。

現在の法律では、自己の権利や義務の行使などの正当な理由がある場合や、行政書士や弁護士などの資格を持つ人が職務上の必要性がある場合には、他人の戸籍や住民票を取得することができます。ほとんどの場合は合法に取得されていますが、その事実をお知らせする定めがないので、それらの情報を取得された人には、その事実は知らされません。このことを悪用して本人が知らないあいだに戸籍や住民票をこっそり取得して、それを興信所などに横流しして身元調査に悪用する事件が多数起きています。

そこで、不正な取得を未然に防止しよう、というのがこの制度のねらいです。

～知らない間に、あなたの「情報」が取得されているかも知れません～



2. まずは登録してみませんか？

この本人通知制度を利用する場合には、事前に登録をしていただく必要があります。本村で住民登録をしている人または本籍がある人なら誰でも簡単に登録ができます。詳しくは前ページをご覧ください。

3. 登録するとどうなるの？ ～さらに詳しく～

この登録は第三者への交付そのものを止めるための手続きではないことを、あらかじめご理解ください。

あなたにお知らせする内容は、①交付した日付 ②文書の種類および枚数 ③請求者の種別（代理人、第三者請求（弁護士等）の別）の3点に限られます。したがって、もし、あなたにお知らせが届いたときに、一番知りたいであろう「だれが？」は、残念ながらお知らせすることができません。

善意の方が合法的に取得している可能性がある限り、この時点で「だれが？」はお知らせすることはできないのです。

また、除外規定として、国など公的機関が調査などに使用するために取得する場合や、刑事、民事および、行政の各訴訟の準備のために弁護士などが取得する場合などには、お知らせそのものができません。

「それなら、こんな制度に意味があるの？」と疑問をもたれるのは当然だと思います。しかし、これまでに起こった事件では、この通知制度があれば不正取得が防止できたともいわれており、この制度の通知によって不正取得が発覚した事実が実際にあります。

したがって、村ではこの本人通知制度が、不正取得を抑止することができる有効な手段であると考えています。

〈問い合わせ〉役場 住民福祉課 住基・戸籍係
TEL(62)9198